

金 第 3 8 1 号
2 0 1 9 年 5 月 3 1 日

オンライン相対型電子貸付取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（相対型電子貸付関係事務）」の一部改正等に関する件

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）の相対型電子貸付関係事務における補完貸付事務の一部を見直すことに伴い、標記規程の一部を別紙1のとおり改正し、2019年8月26日から実施するとともに、別紙2のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

本件一部改正に伴う事務の変更点の概要は以下のとおりです。

1. 補完貸付の借入申込に関する専用画面

日銀ネットにおいて補完貸付の借入申込に関する入力専用画面（業務処理小区分「補完貸付借入申込」、コード531103）を設けましたので、補完貸付を利用する際の入力は、当該専用画面により行ってください。なお、入力された借入申込については、取消ができませんのでご注意ください。

—— これまで使用していた相対型電子貸付の画面（業務処理小区分「相対型電子借入申込・申込取消」、コード531101）は、日本銀行が指示した場合を除いて利用できません。

2. 補完貸付の利用に関する日本銀行への連絡

補完貸付を利用する際には、引き続き日本銀行の貸付承認部署（本店：金融機構局金融第1～3課、支店：営業課または総務課）に対して、電話等により連絡をお願いしますが、2019年8月26日以降は、そのタイミングについて日銀ネットにおける入力の前・事後を問わないこととします。ただし、事後の場合は、入力後速やかにご連絡ください。通常のご連絡先に繋がらない場合には、事前にお知らせしている緊急時の連絡先にご連絡ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（相対型電子貸付関係事務）」
中一部改正

- 第1編 1. を横線のとおり改める。

1. 用語の定義等

本利用細則は、日本銀行が行う相対型電子貸付における貸付対象先として選定された金融機関等の営業所等（以下「相対型電子貸付取引先」といいます。）であって、相対型電子貸付取引に関する事務（以下「相対型電子貸付関係事務」といいます。）についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）の利用を認められたもの（以下「オンライン相対型電子貸付取引先」といいます。）が、日銀ネットを利用して相対型電子貸付関係事務を行う場合に使用します。

本利用細則で使用する用語の定義については、「相対型電子貸付に関する基本約定」（以下「基本約定」といいます。）、「日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則」、「相対型電子貸付取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」、本利用細則以外の他の「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則」（以下「利用細則」といいます。）その他の日本銀行が定めた規則規定等によるほか、次のとおりとします。

(1) 補完貸付

補完貸付制度基本要領に基づきオンライン相対型電子貸付先が行う相対型電子貸付をいいます。

(2) 相対型電子借入

相対型電子貸付においてオンライン借入人相対型電子貸付取引先が行う借入をいいます。

(~~2~~3) }
∫ } 略（不変）
(~~9~~10) }

- 第1編2.(1)を横線のとおり改める。
(1)借入時の事務の流れ

イ. 補完貸付以外の相対型電子借入の場合

- ① }
∫ } 略(不変)
④ }

<事務の流れ>

略(不変)

- 第1編2.(1)イ.の次に次のロ.を加える。

ロ. 補完貸付にかかる相対型電子借入の場合^(注)

(注) 合併、事業譲渡等の前営業日には補完貸付を受けることができません。

- ① オンライン借入申込人(補完貸付制度基本要領に規定する貸付先として承認された先に限ります。以下ロ.において同じです。)は、「補完貸付借入申込」により、借入申込金額を日本銀行に送信します^(注)。オンライン借入申込人は、貸付承認部署へ電話等により「補完貸付借入申込」を入力する旨または入力した旨および借入申込金額を連絡してください。当該連絡は、入力の前・事後を問いませんが、事後の場合には、入力後速やかに連絡してください。

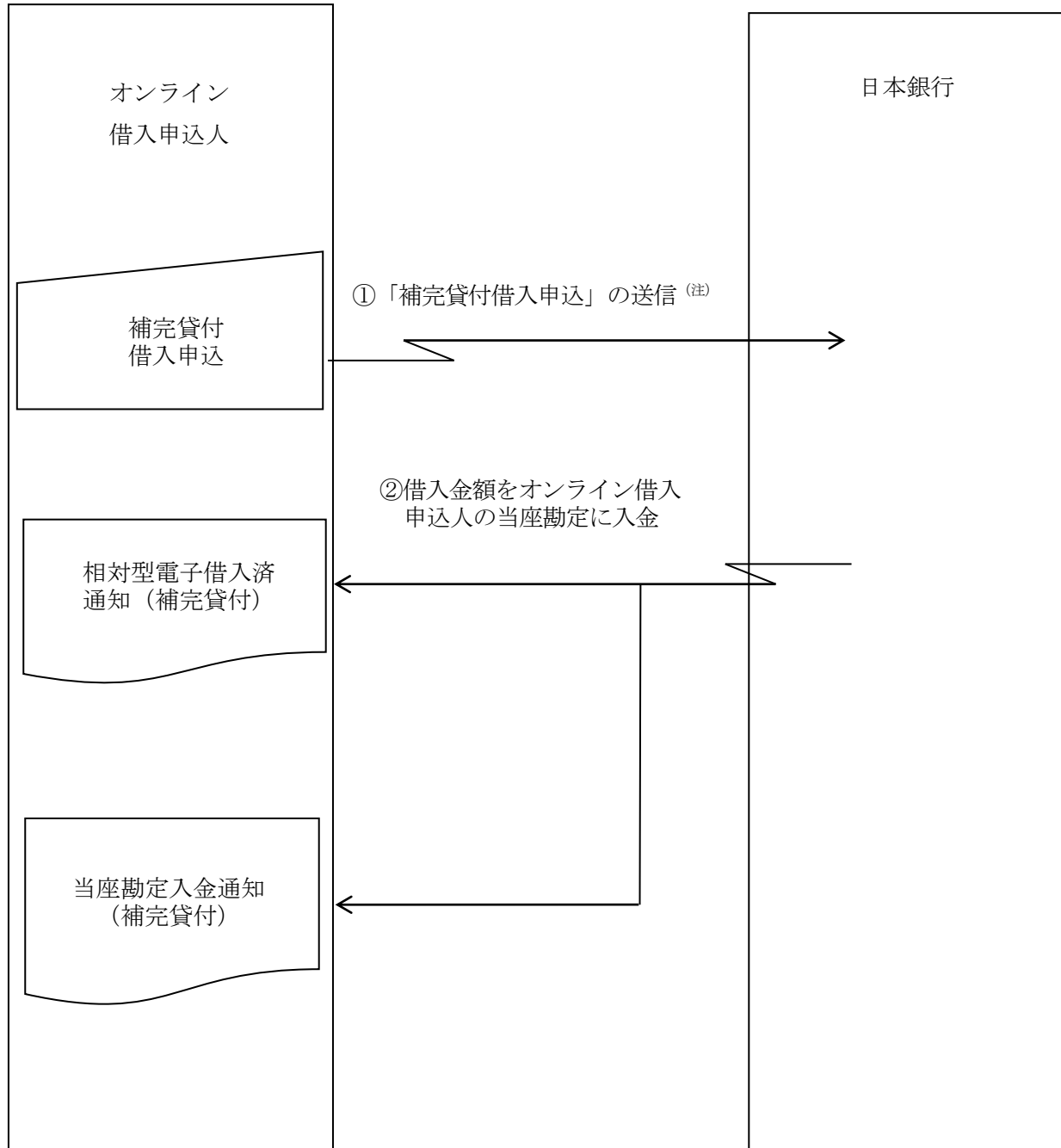
(注) 日本銀行は、「補完貸付借入申込」を受信した場合には、オンライン借入申込人から受信時点(日本銀行の中央演算処理装置に到達した時刻をいいます。以下同じです。)における補完貸付制度基本要領に定める借入期間、借入利率による借入申込があったものとして取扱います。日銀ネットにおいて受信時点の基準貸付利率(補完貸付制度基本要領5.(1)のただし書きに定める利率を含みます。以下同じです。)と異なる貸付利率により貸付が実行された場合には、日本銀行において適宜の処理を行い、貸付利率を受信時点の基準貸付利率に修正します。

- ② 日本銀行は、「補完貸付借入申込」を承認した場合には、オンライン借入申込人の当座勘定に借入金額の入金を行い、「相対型電子借入済通知（補完貸付）」^(注) および「当座勘定入金通知（補完貸付）」を当該オンライン借入申込人に送信します。

(注) 当該帳票に記載される借入金利息の計算式については[参考] 1. を参照してください。

<事務の流れ>

[借入日]



(注) オンライン借入申込人は、貸付承認部署へ電話等により「補完貸付借入申込」を入力する旨または入力した旨および借入申込金額を連絡してください。当該連絡は、入力の事前・事後を問いませんが、事後の場合には、入力後速やかに連絡してください。

- 第1編2.(2)を横線のとおり改める。

(2) 返済時の事務の流れ^(注)

(注) 補完貸付以外の相対型電子借入および補完貸付にかかる相対型電子借入で共通の流れになります。

以下略 (不変)

- 第1編3. を横線のとおり改める。

3. 返済期日

相対型電子貸付の返済期日は、日本銀行が別に定める日とします。返済期日は、7. ~~(2)ロ.~~ (2)イ.の「相対型電子借入済通知」および、(2)イ.の「相対型電子借入済通知(補完貸付)」、8.(1)の「相対型電子借入返済期日到来分明細表」等、各種通知に表示されます。

- 第1編4.(1)を横線のとおり改める。

(1) 入力時間帯

オンライン相対型電子貸付取引先が、「相対型電子借入申込・申込取消」等の入力または相対型電子借入にかかる照会のために電文を送信することができる時間帯は、次表に定めるとおりです。入力画面およびオンライン通知の一覧については、[参考]2. を参照してください。

(日本銀行本店を日銀ネット主管店とする利用先)

業務処理区分名	業務処理区分 コード	入力時間帯	
		開始時刻	締切時刻
相対型電子借入申込・申 込取消	531101	午前 9:00	午後 8:45
<u>補完貸付借入申込</u>	<u>531103</u>		
略 (不変)			

(注 1) 略 (不変)

(注 2) 略 (不変)

(日本銀行支店を日銀ネット主管店とする利用先)

業務処理区分名	業務処理区分 コード	入力時間帯	
		開始時刻	締切時刻
相 対 型 電 子 借 入 申 込 ・ 申 込 取 消	531101	午前 9:00	午後 4:45 ^(注 1)
<u>補完貸付借入申込</u>	<u>531103</u>		
略 (不変)			

(注 1)

∫

(注 3)

略 (不変)

○ 第1編5. を横線のとおり改める。

5. 与信・担保受付番号

日本銀行は、「相対型電子借入申込・申込取消」または「補完貸付借入申込」により相対型電子借入申込の入力が行われると、入力受付1件毎に、次の8桁からなる与信・担保受付番号を付し、「相対型電子借入申込受付通知」(5311-00300)等各種通知に表示します。

オンライン借入申込人は、「相対型電子借入申込・申込取消」により相対型電子借入申込の取消を行う場合には、この与信・担保受付番号を指定する必要があります。

以下略（不変）

○ 第1編7. を横線のとおり改める。

7. 借入

相対型電子借入に関する事務の詳細は、次のとおりです。

(1) 補完貸付以外の相対型電子借入の場合

イ. 相対型電子借入申込・申込取消

略（不変）

~~-(2)-~~ ロ. 相対型電子借入申込の承認

略（不変）

~~-(3)-~~ ハ. 担保不足が生じる場合の取扱い

略（不変）

(2) 補完貸付にかかる相対型電子借入の場合

イ. 補完貸付の借入申込・申込の承認

オンライン借入申込人（補完貸付制度基本要領に規定する貸付先として承認された先に限ります。以下（２）において同じです。）は、所定の端末操作手順（業務処理小区分「補完貸付借入申込」、コード 531103）に従い、借入を希望する日の当該業務処理小区分にかかる入力時間帯（注¹）に、補完貸付にかかる相対型電子借入申込を行います（注^{2、3}）。なお、一旦送信した「補完貸付借入申込」の取消を行うことはできません。

日本銀行は、「補完貸付借入申込」を受信した後、その内容を確認のうえ、「補完貸付借入申込」を承認した場合には、当該オンライン借入申込人に対し、借入金額の当座勘定への入金、相対型電子貸付残高の増額および担保余裕額の減額を行います。また、オンライン借入申込人に対し「相対型電子借入済通知（補完貸付）」（5311-00700）および「当座勘定入金通知（補完貸付）」（2111-03300）を送信します。

オンライン借入申込人は、貸付承認部署へ電話等により「補完貸付借入申込」を入力する旨または入力した旨および借入申込金額を連絡してください。当該連絡は、入力の事前・事後を問いませんが、事後の場合には、入力後速やかに連絡してください。

（注１）入力時間帯は、４．（１）を参照してください。

（注２）日本銀行は、「補完貸付借入申込」を受信した場合には、オンライン借入申込人から受信時点における補完貸付制度基本要領に定める借入期間、借入利率による借入申込があったものとして取扱います。日銀ネットにおいて受信時点の基準貸付利率と異なる貸付利率により貸付が実行された場合には、日本銀行において適宜の処理を行い、貸付利率を受信時点の基準貸付利率に修正します。

（注３）オンライン借入申込人において、合併等の事由が生じた場合には、「補完貸付借入申込」によらず、借入申込を行っていただくことがあります。この場合には、日本銀行からの指示に従い、借入申込等を行ってください。

ロ．担保不足が生じる場合の取扱い

借入の実行により担保不足が生じる場合には、相対型電子貸付関係事務の円滑な運営に支障を来すおそれがあります。このため、オンライン借入申込人はこうした不足を生じさせないよう、担保余裕額の管理を厳格に行う必要があります。

日本銀行は、オンライン借入申込人への貸付の実行により担保不足が生じる場合には、当該補完貸付にかかる相対型電子借入申込の受付を行いません。

○ 第１編１０．（１）を横線のとおり改める。

（１）補完貸付以外の相対型電子借入申込

略（不変）

- 第1編10.（2）を横線のとおり改める。

（2）補完貸付以外の相対型電子借入申込の取消

略（不変）

- 第1編10.（3）を（4）とし、（2）の次に次の（3）を加える。

（3）補完貸付にかかる相対型電子借入申込

イ. 補完貸付借入申込書の提出

オンライン借入申込人（補完貸付制度基本要領に規定する貸付先として承認された先に限ります。以下（3）において同じです。）は、「補完貸付借入申込・返済申出書」（第3号書式）を貸付店の窓口に提出してください。なお、この場合に、貸付店は、返済期日において、コアタイム開始後速やかに、貸付店にあるオンライン借入申込人の当座勘定から返済・利息金額を引き落とすことで、返済を受けます。

オンライン借入申込人は、貸付承認部署へ電話等により「補完貸付借入申込・返済申出書」を提出する旨または提出した旨および借入申込金額を連絡してください。当該連絡は、提出の事前・事後を問いませんが、事後の場合には、提出後速やかに連絡してください。

ロ. 補完貸付にかかる相対型電子借入申込の承認

日本銀行は、補完貸付にかかる相対型電子借入申込を承認した場合には、借入金額をオンライン借入申込人の当座勘定に入金します。その際、日本銀行は、オンライン借入申込人に対し、当該借入申込を承認し、借入金額をオンライン借入申込人の当座勘定に入金した旨を連絡します。

- 第1編10.（4）を横線のとおり改める。

（4）相対型電子借入返済

イ. 相対型電子借入返済申出書の提出

オンライン借入人は、返済時に障害が発生した場合には、速やかに「相対型電子借入返済申出書」(第34号書式)を貸付店の窓口に提出してください(ただし、(1)ロ.により「相対型電子借入申込・返済申出書」または(3)ロ.により「補完貸付借入申込・返済申出書」を提出したオンライン借入人は、当該「相対型電子借入返済申出書」の提出は不要です。)

ロ. 相対型電子借入返済の実行

日本銀行は、(1)ロ.の「相対型電子借入申込・返済申出書」、(3)ロ.の「補完貸付借入申込・返済申出書」またはイ.の「相対型電子借入返済申出書」の提出を受けた場合には、返済期日において、返済・利息金額をオンライン借入人の当座勘定から引落します^(注)。その際、日本銀行は、オンライン借入人に対し、相対型電子借入の返済を受けた旨および返済・利息金額をオンライン借入人の当座勘定から引落した旨を連絡します。

(注)「相対型電子借入申込・返済申出書」または「補完貸付借入申込・返済申出書」を提出した場合には、返済時に障害が解消していた場合でも、「相対型電子借入返済OKサイン」の入力は不要です。

- 第2編の業務処理小区分「与信、相対型電子借入申込、相対型電子借入申込・申込取消」(コード531101)の概要を横線のとおり改める。

概 要

借入を希望する日に、借入申込金額等を入力して、補完貸付以外の相対型電子借入申込を行います。

また、未承認の借入について、与信・担保受付番号を入力して、申込取消を行います。

- 第2編の業務処理小区分「与信、相対型電子借入申込、相対型電子借入返済OKサイン」(コード531102)の次に次の業務処理小区分を加える。

業務処理区分		コード	入力方式
与信	相対型電子借入 申込	531103	再鑑

概要

借入を希望する日に、借入申込金額を入力して、補完貸付にかかる相対型電子借入申込を行います^(注)。
一旦送信した「補完貸付借入申込」の取消を行うことはできません。

(注) 日本銀行は、「補完貸付借入申込」を受信した場合には、オンライン借入申込人から受信時点における補完貸付制度基本要領に定める借入期間、借入利率による借入申込があったものとして取扱います。

入力画面

(基本領域)

531103 与信 補完貸付借入申込	
借入申込金額	<input type="text" value="①"/> 円
<input type="checkbox"/> 入力データ固定	<input type="button" value="連続"/> <input type="button" value="実行"/> <input type="button" value="キャンセル"/>

入力手順

- ①
 (例) 1億円…… [100000000] ボタン

出力帳票

(別領域)

(5311-00700)

相対型電子借入済通知 (補完貸付)		日本銀行
与信・担保受付番号	_____	
与信番号	E_____	
借入人	_____ (注) _____	
借入金額 (当座勘定入金額)	_____ 円	
借入日	_____	
返済期日	_____	
借入日数	_____ 日	
借入利率	____. _____ %	
借入金利息	_____ 円	
返済・利息金額	_____ 円	
当座勘定取引通番	_____	
担保余裕額	_____ 円	

(注) 金融機関等店舗コードまたはB I Cコードが表示されます。

(別領域)

(2111-03300)

当座勘定入金通知 (補完貸付)			
取引実行日	_____		
当座勘定 取引通番	入金口座	金額	当座勘定残高
_____	_____ (注1) _____	_____ 円	_____ 円 (注2)
			担保余裕額 _____ 円
摘要	100 貸付・割引		

(注1) 金融機関等店舗コードまたはB I Cコードが表示されます。

(注2) 入金後の残高がマイナスである場合には、冒頭に符号「-」を付して表示されます。

○ 第3編（業務処理区分コード）を横線のとおり改める。

（業務処理区分コード）

業 務 処 理 区 分			コード
大区分	中 区 分	小 区 分	
与信	相 対 型 電 子 借 入 申 込	相 対 型 電 子 借 入 申 込 ・ 申 込 取 消	5 3 1 1 0 1
		相 対 型 電 子 借 入 返 済 OK サ イ ン	5 3 1 1 0 2
		補完貸付借入申込	5 3 1 1 0 3
	照会データファイル取得	} 略（不変）	

○ 第4編（第3号書式）を（第4号書式）とし、（第2号書式）の次に次の（第3号書式）を加える。

(第3号書式)

業務処理区分コード
535203
535202

補完貸付借入申込・返済申出書

年 月 日

日本銀行
(—支店) 御中

(借入申込人)^(注1)

印

下記の金額による補完貸付の借入を申込みます。返済期日および借入利率は、「補完貸付制度基本要領」に定めるところに従います。

承諾の上は借入申込金額を貴行における当方の当座勘定に振込んで下さい。

また、返済期日において、当該借入の返済を行うため、借入金額に借入金利を加えた金額について、当方の当座勘定から引落とし、これにより当該金額の支払をさせて頂きたくお願いします。

記

(535203)

借入申込人(金融機関等店舗コード)										
借入申込金額										円

(注2)

				送信権限者
--	--	--	--	-------

○ 参考 2. を横線のとおり改める。

2. 入力画面およびオンライン通知の一覧

《入力画面および入力に伴い出力される通知》

画面名称	業務処理 区分コード	入力元	出力条件	帳票名称	帳票コード	出力先
相対型電子借入 申込・申込取消	}	}	}	}	}	}
相対型電子借入 返済OKサイン						
<u>補完貸付借入申込</u>	<u>531103</u>	<u>オンライン 借入申込 人</u>	＝	<u>相対型電子借入済 通知（補完貸付）</u>	<u>5311- 00700</u>	<u>オンライ ン借入申 込人</u>
			＝	<u>当座勘定入金通知 （補完貸付）</u>	<u>2111- 03300</u>	<u>オンライ ン借入申 込人</u>

《上記以外の通知》

以下略（不変）

経過措置

2019年8月23日までに日本銀行が承認した補完貸付については、なお従前の例による。